

船員保険事業計画案（新旧）

平成 24 年度	平成 23 年度
<p>1. 保険運営の企画・実施</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>加入者の医療費、健診データを分析するとともに、加入者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。</p> <p>加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供 保健・福祉事業の効果的な推進 各種給付の<u>適正かつ迅速な支払い</u> <u>レセプト点検の効果的な推進</u> 等</p> <p>(2) 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページ等により、<u>加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供</u>を適切に実施する。 インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含めた幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配布する。 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付するなど、積極的かつ定期的な情報 	<p>1. 保険運営の企画・実施</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>加入者の医療費、健診データを分析するとともに、船員保険加入者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、<u>医療の質の確保</u>、<u>医療費の適正化のため</u>、以下のような取組みを総合的に推進していく。</p> <p>加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供 保健・福祉事業の効果的な推進 各種給付の<u>迅速かつ適正な支払い</u> 等</p> <p>(2) 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページにより、<u>加入者の視点からわかりやすい積極的な情報提供</u>を適切に行うとともに、<u>ラジオ等も活用した効果的な広報のあり方を検討・実施</u>する。 インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含む幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等関係機関に配布する。 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、<u>新たに年に一度</u>、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に紙媒体でのお知らせ「船員保険通信（仮称）」を行うな

提供を行う。

- ◆ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の使用促進に関する広報を実施するとともに、いわゆる「希望カード」を配布する。さらに、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを実施する。

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い

- ◆ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金、新たな特別支給金などの保険給付等を確実かつ迅速に支払うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。

ど、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

- ◆ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

(3) 健全かつ安定的な財政運営の確保

船員保険財政について、中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

(4) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) 保険給付の迅速かつ適正な支払い

- ◆ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金などの保険給付を迅速かつ確実に支払うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化に資する。

- ◆ 下船後の療養補償について、適切な申請がされるよう加入者や船舶所有者等に対し、制度の趣旨や仕組みについて周知を図る。
- ◆ 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど、不適切な申請事例への厳格な対応や適正受診の促進を図る。
- ◆ 東日本大震災により被災した加入者の一部負担金免除等について、適切に対応する。

(2) サービス向上のための取組み

- ◆ 職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施する。
- ◆ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。また、お客様満足度調査について必要な見直しを行ったうえで、継続的に実施する。
- ◆ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(3) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることなど高額療養費制度について周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

(2) サービス向上のための取組

- ◆ 船員保険職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に、着実に実施する。
- ◆ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。
- ◆ 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、加入者等に対する接遇の向上を図るなど、加入者等の満足度を高める。
- ◆ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(3) 各種申請等の受付体制等の整備

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、都道府県支部及び本部船員保険部のコールセンター機能等を活用し、効果的かつ効率的にサービスを提供するとともに、労働基準監督署や年金事務所等の関

係機関との連携体制の強化を図る。

(4) 被扶養者資格の再確認

(5) 医療費のお知らせの実施

システム面での必要な措置を講じた上で、船舶所有者を通じ加入者が利用した医療費に関する情報（医療費通知）を被保険者に提供する。

(6) レセプト点検の効果的な推進

(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収などを強化するとともに、発生した債権の早期回収に努める。

3 . 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

- ◆ 保健事業については、船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図る。
- ◆ また、船員手帳健診の実施機関情報の収集等を行い、必要な地域に効果的に健診実施機関を拡大する。

(4) 被扶養者資格の再確認

(5) レセプト点検の効果的な推進

(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収について、文書や電話による催告などを実施する。また、発生した債権については、文書や電話による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

3 . 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

- ◆ 船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び特定保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図る。
- ◆ 船員手帳健診の実施機関情報の収集等を行い、必要な地域に健診実施機関を拡大する。また、被保険者の特定保健指導の外部委託実施機関を拡大する。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ◆ 外部委託事業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、加入者の健康に対する意識を高めるなど、健診受診率や特定保健指導の実施率の向上を図る。
- ◆ 加入者あての文書送付時等に必要に応じて、健診及び特定保健指導の案内チラシを同封することや関係団体の協力を得て船員関係機関紙等を活用する等、適切な広報を実施する。また、疾病任意継続被保険者に対して保険証や保険料納付書等の送付時に健診案内チラシを同封する。
- ◆ 生活習慣病予防健診について、健診案内パンフレット送付時に対象者名を記載した受診券を船舶所有者を通じて交付する方式を導入し、受診手続きの簡素化を図る。また、未受診者がいる船舶所有者に対し、再度健診案内を送付する。
- ◆ 被扶養者の特定保健指導に係る自己負担額を軽減する。また、特定保健指導対象者に対し、指導を受けるよう働きかけを強化する。
- ◆ 被扶養者の特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を受診券の送付時等に実施する。

(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援事業のための総合的な取り組み

加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成 23 年度より実施している「船員保険生涯健康生活支援事業」を平成 24 年度においても引き続き実施することとし、「個人の加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供」、「健康増進を図るための普及啓発素材の作成・配布」、「レセプトデータ及び健診データ等を活用した調査研究」等を実施す

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ◆ 特定健康診査及び特定保健指導については、外部委託事業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、被扶養者への定着を進めるなど、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。
- ◆ 被扶養者については、健診受診案内パンフレット送付時に特定健診受診対象者名を記載した受診券を船舶所有者を通じて交付する方式を導入するとともに、健康保険と同様の契約方式に変更することにより健診実施機関を拡大し、地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、受診しやすい健診とする。

(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援事業のための総合的な取組の着手

- ◆ 船員保険加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的として、平成 23 年度より「船員保険生涯健康生活支援事業」(仮称)を実施する。

る。

(4) 福祉事業の着実な実施

- ◆ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。
- ◆ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供を目的とした事業を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。
- ◆ 保養事業については、福祉センターのあり方に関する結論を踏まえ、適切に対応する。

4 . 組織運営及び業務改革

(4) 福祉事業の着実な実施

- ◆ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。
- ◆ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供を目的とした事業を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。

(5) 保健・福祉事業のあり方の検討

- ◆ 被保険者及びその家族の健康の保持増進のために実施すべき事業、福祉の増進のために実施すべき事業を利用者のニーズに沿ったかたちで実施していくため、関係団体の協力を得ながら加入者及び船舶所有者の方々のニーズを調査する。
- ◆ ニーズ調査の結果等を踏まえつつ、検討作業チームにおいて引き続き保健・福祉事業のあり方について検討を行い、定期的にその検討内容を船員保険協議会に報告する。

4 . 組織運営及び業務改革